

本庄市 乳幼児定期予防接種 予診票

【定期予防接種について】

本庄市では、予防接種法で定める定期予防接種を医療機関での個別接種にて行っています。

法律で定められた接種期間内・接種方法であれば、原則、接種費用は無料です。

詳しい接種期間・接種方法等については、「予防接種と子どもの健康」（冊子）で確認してください。

※本庄市外へ転出した場合、この予診票は使用できません。転出先の市町村へお問い合わせください。

【予診票について】

ロタウイルス感染症予防接種予診票（白）	3枚	B C G 予防接種予診票（水色）	1枚
小児用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票（みどり）	4枚	麻しん・風しん混合予防接種予診票（白茶）	2枚
B型肝炎予防接種予診票（灰色）	3枚	水痘（水ぼうそう）ワクチン予防接種予診票（赤）	2枚
五種混合予防接種予診票（サーモンピンク）	4枚	日本脳炎予防接種予診票（藤）	3枚

【定期予防接種の受け方について】

準 備

①『予防接種と子どもの健康』（冊子）及びこの用紙をよく読む

※予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度等、ご理解のうえ接種を受けてください。

②個別予防接種契約医療機関（最終ページ参照）、または埼玉県内相互乗り入れ協力医療機関に予約する

※電話等での予約の際には、ワクチンの種類と接種の日時をご確認ください。

③予診票左上余白にお名前のシールを貼り、太枠内の必要事項を記入する

※お子さんの健康状態を最もよく知っている保護者が、責任をもってご記入ください。

※記入の際は、ボールペンを使用してください。

※体温は医療機関で測ったものを記入します。

持ち物

受ける予防接種の予診票（記入済み）、母子健康手帳、健康保険証またはマイナンバーカード等

注 意

※定められた接種回数を超えたり、接種期間が過ぎた場合、県外医療機関で予防接種をした場合の費用は全額自己負担となりますのでご注意ください。

（ 詳細は裏面をご覧ください ）

お子さんのお名前
生年月日 年 月 日

お問い合わせ

本庄市健康推進課（保健センター内）

〒367-0031 本庄市北堀1422-1

TEL 0495-24-2003



【 注 意 】※下記に該当する方は接種前に必ず健康推進課にご連絡ください

1. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等により期間内に定期予防接種を受けられない場合

2. 下記の理由のため埼玉県外の医療機関で接種を希望する場合

①病気のためかかりつけ医での接種が必要な場合

②里帰り等で実家のあるところで接種したい場合

※連絡なく定期予防接種の対象年齢が過ぎてしまった場合や、県外医療機関で接種した場合の費用は全額自己負担となります。

その他

・お子さんが安全に予防接種を受けるために、予防接種法では日頃のお子さんの体質・体調などを把握している保護者が同伴することが原則となっています。

・保護者が何らかの理由で同伴できない場合は、お子さんの日頃の健康状態がよくわかる親族等が代わりに付き添うことは可能です。その際は、予診票の下方にある「保護者自署」欄に、必ず保護者が事前に署名してください。
なお、接種当日は、同伴した方の署名もいただきます。